

従業員の皆様へ

マイナンバー 社会保障・税番号制度 について

10月以降、各家庭に向けてマイナンバーの通知カード（紙カード）が届きます。

この番号が税金や社会保険に必要なになりますので、カードの原本を会社に提出してください。



ご自身のカードはもちろん、扶養家族のカードも必要となりますので一緒に提出してください。 **ご自身の運転免許証も同時に提出してください。**

カードの番号を確認した後、カード番号を記載した書類については、安全管理措置に従い、厳重に管理いたします。

なお、上記の通知カード（紙カード）は、有効期限はありません。プラスチックのカードに変更することで有効期限が10年となります。

顔写真付きの証明書となりますので、切り替えの申請をおすすめします。



マイナンバーは一生使うものです。

大切に保管してください



税理士法人ティータック

〒484-0086

犬山市松本町二丁目102番地

電話

0568-63-0887